

判決年月日	平成２６年４月２４日	担当部	知的財産高等裁判所 第３部
事 件 番 号	平成25年（行ケ）第10259号		
○ 発明の名称を「帯電微粒子水によるエチレンガスの除去方法及びエチレンガス除去装置」とする特許発明について、審決の相違点の判断に誤りがあるとして、審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法２９条２項

１ 事案の概要等

被告は、発明の名称を「帯電微粒子水によるエチレンガスの除去方法及びエチレンガス除去装置」とする特許第５０１０７０３号（本件特許，請求項の数は１０）の特許権者である。

原告は，平成２４年１１月２１日，特許庁に対し，本件特許を全部無効にすることを求めて審判の請求をした。これに対し，特許庁は審判請求不成立の審決をした。

原告は審決の相違点の判断の誤りを主張した。

２ 裁判所の判断

裁判所は，審決の相違点１に関する判断には，以下のとおり誤りがあるとし，その余の相違点の判断についても誤りがあるとして審決を取り消す旨の判断をした。

本件特許の請求項１に係る発明（本件特許発明１）は，帯電微粒子水を食品収納庫内の空気中に浮遊させて当該帯電微粒子水に含まれる活性種とエチレンガスを反応させ，二酸化炭素と水に分解するエチレンガスの除去方法であるのに対し，主引例（甲１）に記載された甲１発明１は，帯電微粒子水を室内の空気中に浮遊させて当該帯電微粒子水に含まれる活性種とアセトアルデヒドを反応させて消臭するものではあるが，いずれも，活性種を用いて対象物を除去し空気を清浄する点では共通する。さらに，甲２公報ないし甲５公報に記載された技術は，その生成方法や生成された活性種の状態について本件特許発明１や甲１発明１のものと同じとはいえないものも含まれるものの，いずれも活性種を利用し空気等を清浄した点では共通する。そうすると，原出願時の当業者は，本件特許発明１，甲１発明１及び甲２～５の各公報に記載された各技術につき「活性種を利用した空気清浄技術」という共通の技術分野に属するものと認識するものと認められる。さらに，甲２０～２５に記載された技術も，その内容に照らし，いずれも「活性種を利用した空気清浄技術」に属するものと認められる。

そして，甲２～５の各公報，甲２０～２２の記載事項に照らすと，「活性種を利用した空気清浄技術」という技術分野において，同一の活性種の発生方法（発生装置）を，空気清浄機や食品収納庫やエアコンや加湿器等の異なる機器の間で転用したり，脱臭や除菌やエチレンガスの分解等の異なる目的の用途に利用することは，原出願時において，当業者において通常に行われていた技術常識であると認められる。

さらに，甲２３～２５の記載事項に照らすと，一般に，植物の成長促進成分として野菜や果実からエチレンガス及びアセトアルデヒドが出ることが知られており，このエチレンガス

及びアセトアルデヒドを活性種により分解することは、原出願時において周知の技術であるものと認められる。

加えて、甲 2 公報ないし甲 5 公報には、食品収納庫において活性種が食品から出るエチレンガスを分解することが記載されているほか、甲 4 公報には、OH ラジカルがエチレンを炭酸ガス (CO_2) と水に分解することが記載されていることに照らすと、食品収納庫内のエチレンガスを除去することが求められており、そのために活性種を用いる技術が存在したことが認められる。

また、甲 1 発明 1 並びに甲 2 公報及び甲 3 公報に記載された技術は、いずれも、活性種が水と結合している状態のものを利用して空気等を清浄する点で共通するものと認められる。

以上によれば、甲 1 発明 1 において、帯電微粒子水に含まれる活性種につき、アセトアルデヒドと反応させて消臭することに代えて、エチレンガスの除去に用いること、その際、帯電微粒子水を室内の空気中に浮遊させ、アセトアルデヒドを消臭することに代えて、帯電微粒子水を食品収納庫内の空気中に浮遊させて当該帯電微粒子水に含まれる活性種とエチレンガスを反応させ、二酸化炭素と水に分解することは、原出願時の当業者において容易に想到することができたものと認められる。

よって、甲 1 発明 1 に甲 2 公報ないし甲 5 公報記載の技術並びに技術常識及び周知技術を適用して、本件特許発明 1 との相違点に係る構成とすることは、原出願時の当業者において、容易に想到することができたものと認められる。

その余の審決が認定した本件特許の請求項 2 ～ 10 に係る発明と甲 1 記載の発明との相違点のうち、審決が容易想到でないと判断した相違点に関する判断についても、同様の理由により誤りがある。